

二科会写真部神奈川支部【支部規約】

第1章 総則

(総則)

第1条 この支部規約は、支部運営の基本規則として定める。

2.この支部規約は、支部総会の決議を経て、一般社団法人二科会写真部(以下「当法人」という)理事会の承認を得たものである。

(名称)

第2条 この組織は、二科会写真部神奈川支部(以下「当支部」という)と称する。

(目的)

第3条 当支部は、二科会写真部公募部門への応募等で写真表現の可能性を追求し、写真芸術に対する新しい価値を創造し、写真文化の発展と向上に寄与する事を目的とする。

2.一般社団法人二科会写真部と当支部は、「二科会写真部支部に関する協定書」を締結し、合意条項を遵守する。

3.当支部は、二科会写真部展の継続的な発展に寄与する。

(事業)

第4条 当支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 二科会写真部展公募部門への応募促進
- ② 支部展、支部公募展の開催
- ③ 支部員相互間の親睦及び他の支部との交流活動の促進
- ④ 写真技術の向上のための撮影会、研究会等の開催
- ⑤ その他、当支部の目的を達成するために必要な事業

第2章 支部総会

(支部総会)

第5条 支部総会は、当支部に所属する名誉会員、会員、会友及び支部員により構成する。

2. 当支部は、定時支部総会及び臨時支部総会を開催する。

3. 定時支部総会は、毎年決算後1カ月以内に開催しなければならない。

4. 臨時支部総会を開催する場合は、支部長は開催の目的を示して招集する。

5. 支部総会の招集は、総会の日より1週間以上前までに書面で通知する。

6. 支部総会の議長は、支部長又は副支部長あるいは支部長が指名した者が務める。

(支部総会の決議事項及び議決方法)

第6条 支部総会の決議事項は、次のとおりとする。

- ① 支部役職者の選任及び解任
 - ② 事業報告及び収支決算の承認
 - ③ 事業計画(案)及び予算(案)の決議
 - ④ 名誉会員、会員及び会友を除く支部員の除名
 - ⑤ 支部規約の改正
 - ⑥ +その他、決議が必要な事項
2. 当支部所属の名誉会員、会員、会友及び支部員の議決権は、各1個とする。
 3. 支部総会の決議及び承認は、当支部に所属する名誉会員、会員、会友及び支部員の過半数が出席し、出席した名誉会員、会員、会友及び支部員の過半数をもって決議する。支部員の除名は、第18条に定める。支部規約の改正は、第23条に定める。
 4. 委任状を提出した名誉会員、会員、会友及び支部員は、出席者の数に含める。提出する委任状には、議案ごとに賛否を記入する。
 5. 支部総会の議事録を作成し、議長、支部長及び副支部長が議事録署名人として記名押印する。

第3章 支部の構成

(支部の構成)

第7条 当支部は、支部所属の名誉会員、会員、会友及び支部員で構成する。

(支部役職者)

第8条 当支部には次の役職者を置く。

- (1) 支部長1名
 - (2) 副支部長2名以内
 - (3) 会計監査2名以内
 - (4) 事務部担当1名
 - (5) 会計担当2名以内
 - (6) 書記担当は1名以内
2. 支部役職者が選任された場合は、速やかに一般社団法人二科会写真部へ報告する。

(支部長の選任)

第9条 支部長は、当支部に所属する名誉会員、会員、会友及び支部員から候補者を選出し、支部総会の決議により選任する。

2. 一般社団法人二科会写真部の役員及び役職者は除く。

(支部長の任期)

第10条 支部長の任期は、2月1日から起算して2年間とし、再任することができる。

ただし、特別の事情がある場合を除き再任は2期までとする。

2. 支部長の任期終了時に後任の支部長が選任されていない場合、支部長は、後任が選任されるまで職務を継続する。

(副支部長等支部役職者の選任)

第11条 副支部長、会計監査、事務部担当及び会計担当等支部役職者は、支部所属の会員会友及び支部員から支部長が指名し、支部総会の決議により選任する。

2..一般社団法人二科会写真部の役員及び役職者は除く。

(副支部長等支部役職者の任期)

第12条 副支部長、会計監査、事務部担当及び会計担当者の任期は、2月1日から起算して2年間とし、再任することが出来る。

2. 副支部長等支部役職者の任期終了時に後任の支部役職者が選任されていない場合支部役職者は、後任が選任されるまで職務を継続する。

(支部長及び副支部長の職務)

第13条 支部長は、支部の責任者として会計及び業務を管理し、支部活動運営を務める。

2. 支部長は、定時支部総会お呼び臨時支部総会を招集する。

3. 支部長は、一般社団法人二科会写真部からの通知、会員・会友総会の決議事項、支部長等連絡会議及び地区支部長会の内容等を支部員に報告しなければならない

4. 支部長は、名誉会員、会員、会友及び支部員が、第16条各項の義務に違反した場合、当該者にその改善を勧告することが出来る。

5. 支部長に事故あるときは、副支部長がその職務を代行する。

6. 副支部長は、支部長の職務を補佐する。

(支部役職者の経費支給)

第14条 支部長及び副支部長等支部役職者には、交通費等業務に要した経費を支給する事が出来る。

第4章 支部員

(支部員)

第15条 当支部の支部規約に賛同し、二科会写真部公募部門に応募する意思がありかつ支部入会申込書を提出して支部長の承認を得て支部員となる。

(支部員の義務)

第16条 名誉会員、会員、会友及び支部員は支部規約を遵守しなければならない。

2. 名誉会員、会員、会友及び支部員は、支部年会費を納入しなければならない。
3. 名誉会員、会員、会友及び支部員は、支部総会に出席しなければならない。
支部総会に出席できない場合は、支部長に委任状を提出しなければならない。
4. 名誉会員、会員、会友及び支部員は支部活動の推進に積極的に参加し、協力しなければならない。
5. 名誉会員、会員、会友は支部長との連携をよく図り、協力して円滑な支部運営に努めなければならない。
6. 名誉会員、会員、会友以外の支部員は、会員または会友の肩書を使用してはならない。
7. 名誉会員、会員、会友以外の支部員は、二科会写真部公募部門の応募に努める。

(支部員名簿)

第17条 支部長は、毎年2月1日現在の支部所属の名誉会員、会員、会友及び支部員の名簿を一般社団法人二科会写真部のへ毎年2月15日までに提出する。

(支部員の除名)

第18条 会員、会友以外の支部員が、支部年会費を期日までに納入しない等支部員の義務に著しく違反し、その改善の勧告に応じない場合、支部長は、当該支部員の除名を支部総会に諮り、総議決権数の3分の2の決議を経て除名することが出来る。

(支部員の退会)

第19条 名誉会員、会員及び会友以外の支部員は、いつでも退会することが出来る。
ただし、退会する期日1カ月前までに、支部長に退会届を書面で提出しなければならない。

第5章 会 計

(支部の会計)

- 第20条 当支部の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
2. 会計年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、支部総会の承認を得なければならない。
 3. 会計年度の事業計画(案)及び予算(案)を作成し、支部総会の決議を経なければならない。

(支部入会金及び支部年会費)

第21条 支部入会金及び支部年会費は、次の通りとする。

- (1) 支部入会金は、3,000円とする。

- (2) 名誉会員、会員及び会友の支部年会費は、6,000円とする。
- (3) 名誉会員、会員、会友以外の支部年会費は、6,000円とする。
2. 支部年会費は、5月31日までに納入しなければならない。
3. 支部長は、支部年会費の納入が延滞している支部員に対して納入を勧告することが出来る。
4. 支部長は、支部年会費の納入が延滞している名誉会員、会員及び会友に対して納入を勧告し、これに応じない場合は、当該名誉会員、会員及び会友の除名を一般社団法人二科会写真部理事会に上申することが出来る。

(会計監査)

- 第22条 会計監査は、支部予算の執行状況を監査して、その結果を支部総会で報告しなければならない。
2. 支部長及び副支部長は、会計監査及び会計担当を兼務できない。
 3. 会計監査は会計監査以外の支部役職を兼務出来ない。

第6章 支部規約の改正等

(支部規約の改正)

- 第23条 支部規約の改正は、支部総会において、当支部に所属する名誉会員、会員、会友及び支部員の3分2以上が出席し、総議決数の3分の2をもって決議する。
2. 支部規約の改正は、支部総会の決議を経て一般社団法人二科会写真部理事会の承認を得なければならない。

(定款及び規則との関係)

- 第24条 別に定めた一般社団法人二科会写真部の定款と支部規約内容において抵触する場合は、定款及び規則が優先する。

(附 則)

1. 「支部細則」は別に定める。
2. この支部規約は、2023年10月1日から施行する。

【一般社団法人二科会写真部承認日】

【本規約書は副本です】

2023年10月31日

二科会写真部 神奈川支部「支部規約」を承認する。
一般社団法人二科会写真部

代表理事 片岡 順一 